

第9章 戦後日本の外国人政策と在日コリアンの社会運動

—1970年代を中心に—

山脇 啓造

1. 政策・運動・アイデンティティ

本章は、戦後日本の外国人政策とそれに対抗する在日コリアンの社会運動の推移を振り返り、それぞれ在日コリアンのアイデンティティについて、どのようなあり方を想定してきたかを論じることを目的とする。⁽¹⁾

在日コリアンのアイデンティティに関する代表的な研究としては、福岡安則によるものをあげることができる。福岡は、『在日韓国・朝鮮人——若い世代のアイデンティティ』（中公新書、1993年）において、さまざまな在日コリアンの生活史の事例を分類しながら、在日コリアンの二世や三世のアイデンティティの多様性を示すために、「アイデンティティ構築の分類枠組」を提起している（89頁）。筆者は、この分類枠組の批判的検討を通じて、より論理的整合性の高い分類枠組の構築を試みた[山脇、2000]。本章では、こうしたアイデンティティの分類を踏まえ、日本政府が在日コリアンはどのようなアイデンティティをもつことが望ましいと考え、どのような政策をとったか、また、日本政府の外国人政策に対抗して、在日コリアンの社会運動が、どのようなアイデンティティのあり方を望ましいと考え、どのような運動を行ってきたかについて、論じることとする。なお、外国人政策については、地方自治体レベルの考察も重要であるが、本章では基本的に国レベルの政策を対象とし、地方自治体の政策は含まないこととする。

筆者は、在日コリアンのアイデンティティの多様化を理解するために、以下

のような分類を試みた。まず、アイデンティティとは、在日コリアンがもつ「所属アイデンティティ」を指すことにする。⁽²⁾そして、在日コリアンの所属アイデンティティの中から、次の3種類に注目する。まず第一に、「国家（大韓民国または朝鮮民主主義人民共和国）への帰属意識」（国民的アイデンティティ）である。国家への帰属意識とは、自らが当該国家の国民であるという意識であり、一応、その国籍を保有していることが前提となる。⁽³⁾第二に、「朝鮮民族への帰属意識」（民族的アイデンティティ）である。「朝鮮民族への帰属意識」とは、国籍の如何にかかわらず、自らがエスニシティとしての朝鮮民族の一員であるという意識を指す。第三に、「日本社会への帰属意識」（市民的アイデンティティ）である。日本社会の一員⁽⁵⁾であるという意識を指し、地域社会への帰属意識も含めて考える。それぞれの帰属意識の強さを、+（強）と-（弱）で表すと、表9-1のような分類ができる。⁽⁶⁾

表9-1 在日コリアンのアイデンティティ

類型	国家（韓国・共和国）への帰属意識	朝鮮民族への帰属意識	日本社会への帰属意識
1：多国籍社会志向	+	+	+
2：同胞社会志向	+	+	-
3：多民族社会志向	-	+	+
4：ディアスポラ志向	-	+	-
5：単一民族社会志向	-	-	+
6：コスモポリタン志向	-	-	-

第1類型（+++）「多国籍社会としての日本社会」志向

第1類型は、韓国・共和国という国家への帰属意識も朝鮮民族への帰属意識もともに強く、かつ日本社会への帰属意識が強い場合である。この類型のアイデンティティをもった在日コリアンが望む日本社会は、外国人を差別せず、民族的アイデンティティを尊重する社会である。第1類型のアイデンティティのあり方を、「多国籍社会としての日本社会」志向と呼ぶ。これは「デニズン」に近い考え方もいえる。⁽⁷⁾

第2類型（++-）同胞社会志向

韓国・共和国という国家への帰属意識も朝鮮民族への帰属意識も強いが、日本社

会への帰属意識は弱い類型である。本国への帰国を前提に、あるいは朝鮮半島の統一への寄与を目指して、民族学校で教育を受け、民族組織で働く在日コリアンにとって、国民的アイデンティティと民族的アイデンティティは不可分のものとみなされている。日本社会への帰属意識は弱く、帰属意識を持つことは同化につながると警戒する。日本社会に望むことは、同胞社会を維持する条件を整えること（特に民族教育の保障）である。こうしたアイデンティティのあり方を、同胞社会志向と呼ぶ。

第3類型（-++）「多民族社会としての日本社会」志向

第3類型は、韓国・共和国という国家への帰属意識は弱いが、朝鮮民族への帰属意識は強く、かつ日本社会（地域社会を含む）への帰属意識の強い人々である。日本籍コリアン、あるいはコリア系日本人と自らを呼ぶ人々が含まれる。⁽⁸⁾韓国・朝鮮籍を維持しながら、この類型に含まれる場合もある。⁽⁹⁾第3類型にあてはまるアイデンティティのあり方を、「多民族社会としての日本社会」志向と呼ぶ。

第4類型（--+）ディアスポラ志向

第4類型は、朝鮮民族への帰属意識は強いが、韓国・共和国という国家への帰属意識は弱く、日本社会への帰属意識も弱い人々である。国家への帰属意識が弱く、国境を越えた活動を行う人々である。海外移住者にもこのタイプがいるだろう。ディアスポラ志向と呼ぶことにする。⁽¹⁰⁾

第5類型（--+）「単一民族社会としての日本社会」志向

第5類型は、韓国・共和国という国家への帰属意識も、朝鮮民族への帰属意識も弱いが、日本社会への帰属意識は強い人々である。韓国・朝鮮籍者も含まれる。なぜなら、韓国民・北朝鮮国民としての意識はなくても、在日コリアン社会において支配的な、帰化に対する批判的言説の影響などから、実際に帰化するとは限らないからである。「単一民族社会としての日本社会」志向と呼ぶ。

第6類型（---）コスモポリタン志向

第6類型は、韓国・共和国への帰属意識も朝鮮民族への帰属意識も弱く、かつ日本社会への帰属意識も弱い。第4類型同様、海外へ留学や移住をする人に多いと思われる。国家のみならず、民族への帰属意識も持たないタイプである。コスモポリタン志向と呼ぶことにする。

以上は、個人としての在日コリアンが、どのような帰属意識をもっているかという点に注目したアイデンティティの分類であったが、個人がどのようなアイデンティティをもつことが望ましいと想定しているかに着目し、戦後日本の外国人政策や在日コリアンの社会運動のイデオロギーを分類することも可能となろう。第4・6類型のアイデンティティを前提とした政策や社会運動が、これまで見られないことから、残りの4類型を整理すると表9-2のようになる。

表9-2 戦後日本の外国人政策と在日コリアンの社会運動のイデオロギー

類型	国家（韓国・共和国）への帰属意識	朝鮮民族への帰属意識	日本社会への帰属意識
多国籍主義	+	+	+
分離主義	+	+	-
多民族主義	-	+	+
同化主義	-	-	+

分離主義を除く3類型は、いずれも日本社会志向のアイデンティティを前提とするが、多国籍主義は多国籍社会をめざし、多民族主義は多民族社会をめざす一方、同化主義は単一民族社会をめざしている。多国籍主義と多民族主義、そして分離主義は、いずれも多文化主義とみなすことができる。⁽¹¹⁾

本章は、表9-2の分類枠組みを用いながら、戦後日本の外国人政策と在日コリアンの社会運動の推移を振り返るが、特に在日コリアンのアイデンティティの多様化に関する議論が始まった1970年代に焦点をあわせる。「祖国統一の見通しが遠のいていったこと、本国への帰属意識の強い第一世が高齢化し、日本生まれの若い世代が朝鮮人社会の中堅となったこと、日本人との婚姻件数が、年々増えたこと」[姜, 1987: 48, 49] などから、定住化傾向が指摘されたのが、

1970年代半ばであった。⁰²すなわち、1970年代は、在日コリアン社会の世代交代の時期であり、二世以降の世代がその中心を占めるようになり〔法務省入国管理局編、1976：141〕、「日本に生まれ、日本で教育を受け育ってきた世代が無権利状態におかれている自らの立場に対し素朴な疑問をいだくと同時に、その不条理性を糾す闘いに立ちあがった」のであった〔民族差別と闘う連絡協議会編、1987：10〕。さらに、1970年代後半以降、日本社会への帰属意識が社会運動の担い手によって、活発に議論されていった。

こうした社会運動が起こった背景について指摘しておく、第一に、1970年代は革新自治体が全国に登場した時期であり、自治体が外国人住民の要求に応える傾向があった。第二に、1960年代後半のベトナム反戦運動や全共闘運動などによって、市民運動の素地が作られた。また、キリスト教会は、米国の公民権運動で一定の成果をあげたが、1960年代後半は「教会の社会参与」が国際的潮流となり、日本の社会運動でも一定の役割をになった。第三に、国際人権規約が発効したのが1976年であり、1970年代以降の国連における人権諸条約の成立による、国際的な人権意識の高揚があった。第四に、日本が西側先進国サミットの一員となり、国際社会の主要国として、難民受け入れや人権条約の批准などが求められていた時期でもあった〔李進熙編、1996：205、田中宏、1995：156-158〕。

2. 戦後日本の外国人政策

戦後日本の外国人政策は、1980年前後を境に大きく2つの時期に分けることができよう。国際人権規約の批准（1979年）、難民条約への加入及び入管法の改定（1981年）によって、「1952年体制」から「1982年体制」への移行とも呼ぶべき、外国人政策上の大きな変化があったからである。すなわち、国民年金や児童手当など社会保障制度の国籍条項を撤廃し、朝鮮籍者に「特例永住」を認める⁰³。この結果、在日韓国・朝鮮人の処遇は大きく改善されることとなった。旧植民地出身者の法的地位の安定化をはかり、社会保障制度に受け入れていくのは、外国人の市民的アイデンティティをある程度、承認したものとみてよい

であろう。⁰⁴以下、1950年代から1970年代までの時期の外国人政策を、特に1970年代に焦点をあわせて振り返ることとする。なお、外国人政策は、一般的には外国人の出入国に関する政策と在留外国人に関する政策にわけて考えることができるが、日本の場合、外国人の出入国と在留の管理については法務省入国管理局の所管とされてきた。したがって、以下、入国管理局の政策を中心に振り返る。

1950年代から1960年代の外国人政策

戦後日本の出入国政策の基本方針は、法務省入国管理局が1959年以来、不定期に刊行してきた「出入国管理」⁰⁵と題した白書に示されてきた。1959年版は、「出入国管理の特色」の一つとして、「入国抑制策と入国誘致策の止揚」をあげ、「わが国は世界第一の人口過剰国といいえよう。そのために人口抑制策と移民政策がつよく叫ばれている。したがってその立場からわが国策として外国人の入国は極度に制限すべきであろう」と述べている〔法務省入国管理局編、1959：1-4〕。⁰⁶1964年版の内容もほぼ同様であり、「外国人の入国について、かなりきびしい考え方にたたざるをえない」とやや穏やかなトーンになっている点のみが違いである〔法務省入国管理局編、1964：4〕。1971年版になると、「出入国管理行政の特色」は「入国誘致策と入国抑制策の調和のうえにたって行なわれる」ことにあると、入国誘致策の比重が大きくなる〔法務省入国管理局編、1971：2〕。⁰⁷以上、1971年までに刊行された3冊の白書から、日本の出入国政策の基本方針は、国内の人口過剰を理由として、移民と外国人労働者の入国および外国人の定住化を認めない点にあったと言えよう。

次に、在日韓国・朝鮮人政策を振り返る。1951年に施行された出入国管理令（昭和26年政令第319号）が対象とする外国人は、当初、その大半が朝鮮人であった。それは以下のような経緯による。1952年の平和条約発効により、戦前は「日本臣民」であった在日朝鮮人は一方的に日本国籍を喪失させられた。⁰⁸入管令は、「ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係緒命令の措置に関する法律」（昭和27年法律第126号）によって、法律としての効力を与えられたが、この法律の施行により、日本に在留する外国人は、在留資格

の取得の申請が必要となった。しかし、在日朝鮮人など旧植民地出身者は、その法的地位が別の法律で定められるまでの間、在留資格を有することなく、引き続き日本に在留することが認められた¹⁹。つまり、入管令の施行そして在留資格制度の運用によって始まった戦後日本の外国人行政は、制度の対象からはずれる例外的存在の旧植民地出身者が、圧倒的多数を占めるという異常な事態にあったのである。別の法律とは、韓国と結ぶ協定とそれに基づく入管特別法を指していたが、1951年に始まった日韓会談は植民地支配の責任をめぐって紛糾し、1965年まで中断と再開を繰り返した。

ようやく、1965年の日韓協定によって、「多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにする」ことを目的に、在日韓国人に永住許可を与えることになった。「終戦前に日本人として渡来し、我が国社会に定着してきたものが、平和条約の発効に伴い自己の意思によらないで日本国籍を喪失した結果として、それまで日本人としてうけてきた処遇を失ったことや、我が国と韓国とが、歴史的、地理的および国際的に特殊な関係にあることにかんがみとられた措置」であった〔法務省入国管理局編、1971：91〕。協定永住の申請期間は、1966年1月から1971年1月までであった。

在日韓国・朝鮮人政策について、白書ではどのように示されているかを振り返ってみる。1959年版では、外国人政策の課題の一つとして、在日朝鮮人の処遇をあげ、「日韓会談で協議してきめることになっており、それとの関連が考慮されて、いまだに關係法令を制定する段階に至っていないのであって、この人達に対し、一日も早く在留資格を与えることによって、その処遇の基本的な法的地位を確立し、これらの人達にも安心を与えたいと考えている。……難航をつづけている日韓会談に対して一日も早い妥結が望まれる」とある〔法務省入国管理局編、1959：104-105〕。1964年版でも、「在日朝鮮人の法的地位」の項で、「戦前からひきつづいて在留する在日朝鮮人は、日韓会談においてその処遇が定められることになっており、それまでは在留資格を有することなく居住することを認めているが、同会談は26年以來の交渉にもかかわらず、いまだに

合意に達していない。これらの人達の在留資格を早急に決定し、その法的地位を安定させることが望まれる」、「数において在留外国人の大部分を占めるこれらの人の基本的な処遇が定まらなければ、外国人の在留管理は軌道に乗っていないと言わざるを得ない」と述べている〔法務省入国管理局編、1964：121〕。一方、1971年版では、1965年の日韓協定によって、在日韓国人に永住許可を与えることになったことの解説を行っているが、特に課題にはあげられていない。

1970年代の外国人政策と「坂中論文」

1970年代は、日本の外国人政策史にとって、「1952年体制」から「1982年体制」への移行の過渡期と言える時期であった。出入国者の飛躍的増加に対応すべく、1961年から諸外国の立法例の研究を始めた法務省は、1967年に省内に出入国管理令改正準備委員会を組織して、改定作業を行い、1969年、1971年、1972年、1973年と4回連続して、改定法案を国会に提出したが、いずれも審議未了で廃案となった〔法務省入国管理局、1971：86〕。これらの法案が廃案になった理由に、「在日韓国・朝鮮人、台湾系中国人の処遇に関する恒久的かつ抜本的な制度が盛り込まれていないとして不満を表明する声があった」ことが指摘されていた〔法務省入国管理局編、1976：144〕。つまり、外国人政策が行き詰まっていた時期と言える。

そこで1975年に行われたのが、出入国管理行政25周年を記念して、「出入国管理行政が転換期にあるとの認識の下に、その将来を方向づける論文をひろく職員に求めた」論文コンクールであった〔坂中、1989：229〕。共通テーマは、「今後の出入国管理行政のあり方について」であった。優秀作に選ばれたのは、入国管理局参事官室付の法務事務官、坂中英徳による論文であった。坂中の論文は、大幅に加筆されたものが、1976年5月から1977年8月まで『外人登録』に連載されたが、1977年6月号に掲載された「在日朝鮮人の処遇」は、その後「坂中論文」と呼ばれ、在日コリアン関係者や研究者の間で大いに注目を集めた。本章では、「在日朝鮮人の処遇」だけではなく、論文全体を以下、「坂中論文」と呼ぶことにする。また、受賞論文は「坂中受賞論文」と呼ぶ。

坂中論文は、出入国行政の意義を国際社会の歴史的発展の中に位置づけ、か

つ当時の国際動向も紹介しながら、戦後日本で初めて体系的な外国人政策論を展開したものであった。この論文は、外国人の出入国と在留に関する行政のあり方について、幅広く、長期的かつ国際的視点から体系的に論じたもので、20数年経った現在読んでも示唆に富む重要な論考である。しかも、このような論文が現役の若手官僚によって執筆されたのはきわめて異例と言える。これはあくまで一法務官僚の論文であったが、優秀作に選ばれ、しかも公に刊行されたことを考えれば、当時の法務省の考え方を基本的に反映したものとみてよいだろう。

本章の関心から、坂中論文で注目すべきなのは、以下の3点である。まず、在日韓国・朝鮮人の定住化の実態と定住化を前提とした政策立案の必要性を政府関係者として初めて示した点である。第二に、在日韓国・朝鮮人の定住化を前提とした上で、「少数民族問題」が起こらないように、帰化を促す政策を積極的にとる必要があることを明確に示した点である。そして、第三に、永住許可を認められていない在日朝鮮人への永住資格の付与とともに、「教育と就職の機会均等」を保障し、「社会福祉、教育、差別待遇等の問題もあわせ、多角的かつ総合的な視野」から検討し、「各界の代表や関係行政機関を網羅した『在日朝鮮人問題諮問委員会』（仮称）を設置し、在日朝鮮人の処遇の基本方針を早急に検討すべき」ことを提言している点である。第三の点については、特に、外国人の人権保障の国際的動向に呼応した内外人平等の原則を、政府関係者として初めて唱えたことが注目される。坂中氏は、国際人権規約、難民条約、人種差別撤廃条約の批准及び人種差別を処罰する国内法の制定を唱えている〔坂中、1989：144-145、168〕。外国人の人権保障に関する包括的な提言は、画期的なものであったが、人権保障の目的が在日韓国・朝鮮人の帰化であることが示されたため、「同化政策の総合化」を図るものとして、在日コリアン関係者から厳しい批判を浴びた〔和田・内海、1977：5〕²⁹⁴。つまり、坂中論文は、1970年代までの日本の外国人政策の基礎をなした同化主義の発想と、1980年代以降に取り入れられた人権保障の発想が混在しているところに特徴があった。

坂中によると、1970年代初めの行政部内の底流には、在日韓国・朝鮮人に関して2つの異なる考え方があったという。一つは、在日韓国・朝鮮人の法的地

位は不安定なままにして、帰国か帰化をすすめる考え方であり、もう一つは、在日朝鮮人の法的地位を安定化すれば、自然に帰化がすすむという考え方である。いずれも帰化を目的としている点は共通している。当時は、前者の考え方が支配的で、「在日朝鮮人に対し外国人としての安定した法的地位を保障し、日本国民に近い待遇を与えると、外国人の地位に満足して日本に帰化しようとしなくなる。在日朝鮮人が外国人の集団として未来永劫にわたって日本に居ることになるのは、治安に及ばず影響その他の理由から好ましくない」と考えられていた〔坂中、1999：7〕。入国管理局審判課長であった増山登も1969年に「私の理解する入管令は、日本に居住する外国人の生活を安定させないようにできています。きわめて不安定に置いておくようにできています。安定させる場合は永住権をとった場合だけなんです」、「日本にいる朝鮮の人を日本に置いてやることは、それが、日本にとって利益だというケースはほとんどありません。できれば帰ってもらった方がいいんだと、こういう思想が支配的です」と述べている〔佐藤編、1974：299；在日朝鮮人の人権を守る会編、1977：33〕²⁹⁵。そうした考え方が入管法改定の挫折で行き詰まり、法的地位の安定化によって帰化を促すという考え方が優勢となる転機となったのが、坂中受賞論文であったと思われる。

坂中受賞論文は、優秀作に選ばれた後、『入国管理月報』1975年10月号に掲載されたが、翌1976年4月に刊行された1976年版白書には、明らかに受賞論文の影響がうかがわれる。それまでの白書とは、かなり異色なものとなっている。同書は、「出入国管理行政の当面する諸問題」の一つとして「在日韓国・朝鮮人の処遇」を取り上げている。「現在、64万人の在日韓国・朝鮮人が在留しているが、この約4分の3は本邦で出生し成長したいわゆる二世、三世であって、自国語を解しない者も多い。そして、このように定着化を深めてきている在日韓国・朝鮮人にとっては、本国帰住ということについて一般外国人の場合と異なる困難な事情が存するようにみられる」と、定住化の進行を指摘し、「在日韓国・朝鮮人のうち約25万人は、依然として法126-2-6該当者又はその子としての在留資格（4-1-16-2・在留資格3年）を有する者として在留している現状にある。これらの人々の法的地位を適正に決定して、多年の懸案を解決するこ

とは、我が国出入国管理行政上の重要な課題であって、しかも、最近では、4-1-16-2の在留資格の子として出生する者(4-1-16-3)が現われ始めていることから、この解決の緊急性が高まっている」と述べている〔法務省入国管理局編、1976:141-142〕。1976年5月になると、稲葉修法相(当時)は、「朝鮮半島出身者で協定永住を申請しなかったもの(総連系)や台湾出身者らの法的地位の実態に即した処遇について、速やかに基本方針を確立する」ことを表明した〔朝日新聞、1976〕。そして、同月から『外人登録』に坂中論文の連載が始まり、1977年6月には「在日朝鮮人の処遇」が掲載された。

以上からわかるのは、1970年代に日本政府の外国人政策は、2つの矛盾を抱えていたということである。まず、1950年代から1970年代まで在日外国人の圧倒的多数を占めてきた在日韓国・朝鮮人が、日本の外国人政策の根幹をなす⁶⁰在留資格制度の例外的存在で、在留資格のない不安定な法的地位にあるという矛盾である。第二に、移民の⁶⁰入国や外国人の定住化を認めないという基本方針に、在日韓国・朝鮮人の定住化が反するという矛盾である。

第一の矛盾に関しては、在日韓国を⁶⁰対象にした1965年の協定永住の許可によって、部分的に解決が図られたが、在日朝鮮人の問題は残された。一方、第二の矛盾の克服はより困難な課題であった。この矛盾を解消するために、日本政府は在日韓国・朝鮮人に帰国か帰化(同化)を求める政策を行った。吉田茂首相が1949年に、「すべての朝鮮人がその母国たる半島に帰還するよう期待するものであります」と述べたエピソードは有名であるが〔大沼、1979:96-97〕、1953年当時でも、「在日朝鮮人問題といえば、誰でも口にする言葉は『何故帰せないのか』という一語」であったという〔鈴木、1968:60〕。実際に、1959年から1967年までに9万人弱の在日朝鮮人が北朝鮮に帰国している〔法務省入国管理局編、1971:96〕。一方、日韓会談の在日韓国⁶⁰人の法的地位委員会では、在日韓国⁶⁰人とその子々孫々に対する永住資格の付与を求める韓国政府と「少数民族問題」が生じることを理由に反対する日本政府の間で意見が対立した〔坂中、1989:161〕。なぜなら、同委員会の日本側代表補佐を務めた池上努によると、日本政府側は、「真に日本に定着して日本の社会人になろうという韓国⁶⁰人には、何時までも外国籍でいたんでは好ましくないし、同化つまり帰化して貰うこと

が一ばんよい」と考えたからであった。結局、1965年に締結された協定で、二世まで永住資格を認め、三世以降については、韓国政府から要請があれば、25年以内に再度審議を行うこととなった。日本側は、25年後には、「実質的問題は殆んど(或は大部分)自然消滅に近い状態に至っている」、「問題の大部分は事実上解決されている」と考えたのであった〔池上、1965:15, 19〕。

こうした発想は、帰化行政にも反映されていた。帰化行政を担当する法務省民事局の稲葉威雄第4課長は、1975年に、「いわゆる行政指導に類するものとして、日本人にふさわしい氏名を使用するようとの指導がされているようである。日本国家が単一民族国家であることから、……排他的な国民感情もみられ、外観上外国人あるいは帰化人とみられることは同化上の妨げとなる。また、民族意識の発露としてことさらに外国人的な呼称の氏に固執するということになる、帰化により日本国民とするのにふさわしい者とはいえないであろう」と述べている〔稲葉、1975:2-3〕。また、民事局職員による『国籍・帰化の実務相談』(1979年)という手引書にも、帰化後の氏名について、「一見して外国人と思われるような氏名は避け、日本人としてふさわしいものが望ましい」(218頁)と書かれている。坂中も受賞論文において、在日韓国・朝鮮人を子々孫々まで外国人として処遇する政策をとると、「在日朝鮮人が実質的に日本国内で少数民族を形成し、少数民族問題として将来の日本で禍根を残す可能性が高い」と述べている〔坂中、1989:223〕。

また、教育行政にも、そうした前提を確認することができる。すなわち、1948年1月の文部省学校教育局長通達は「朝鮮人設立学校の取扱いについて」によって、在日朝鮮人児童生徒への義務教育の強制と民族学校の閉鎖を行っている〔朴慶植、1989:185〕。日韓法的地位協定発効直後の1965年12月に出された文部省次官通達「協定における教育関係事項の実施について」は、「永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に取扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取扱いをすべきでない」としている。要するに、公教育における民族教育の実施を否定するものである。また、もう一つの文部省次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」は、「朝鮮人としての民族性または国民性を滋養することを

目的とする学校は、わが国の社会にとって積極的意義を有すると認められないので、これを各種学校として認可すべきではない」と述べている [姜・金, 1994: 213]。すなわち、朝鮮学校を学校教育法第1条が規定する正規の学校として認めないばかりか、各種学校としても認めないという方針であった。

戦後日本の外国人政策のイデオロギー

日本政府は、戦後当初、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティに関して、一時滞在の外国人として日本社会には帰属意識をもたないことを前提とする分離主義的発想をもっていたが、それ以後は、不安定な法的地位と民族教育の否定によって、日本社会への帰属意識を促しつつ、国民的・民族的アイデンティティはもたない存在にしようとする同化主義政策をとってきたと見てよいだろう。

3. 在日コリアンの社会運動

日本政府の外国人政策に対抗して、在日コリアンの側はどのような運動を行ってきたかについて論じる。ここでも焦点は、1970年代にあわせることとなる。1970年代は、「既存の組織運動とは別の次元で、地域運動として『生活権の擁護』あるいは『国籍条項の撤廃』を掲げた運動、在日外国人も地域の住民であることを行政や自治体に認めさせていく運動などの、いわば下からの自発的な動きが在日朝鮮人の側に現れてくる」時期であった [李進熙編, 1996: 204]。前述のとおり、在日コリアンの定住化が政府の側から指摘され、それに対して運動の側も活発な議論を行ったのがこの時期であった。1970年代を通じて、定住化を前提にした社会運動がひろがり、1980年代以降、「定住外国人」論に基づいた在日コリアンの新たなアイデンティティのあり方が模索されることとなった。たとえば、在日コリアン二世の代表的論者の文京洙は、国籍問題に触れる中で、「好むと好まざるとにかかわらず、私たち²⁰⁸在日朝鮮人もこの[日本]社会の一員であるし、主体的な意識という面でも、この社会への帰属意識(それは必ずしも民族的な風化とイコールではない)は確実に深まっている」と述べている [文, 1987: 93]。また、金英達も1988年に、在日コリアンは「すでに

日本社会に根付いている“地域の仲間”(社会構成員)」であると主張している [金英達, 1988: 163]。

1950年代から1960年代の社会運動

戦後の在日コリアンの組織化と社会運動は、米ソ対立を背景とする朝鮮半島の分断の影響を強く受けた形で始まった。米国とソ連に分割占領されていた朝鮮半島では、1948年、南部には李承晩を大統領とする大韓民国(韓国)が、北部には金日成を首相とする朝鮮民主主義人民共和国(共和国)が成立した。日本でも、1945年10月に結成された在日朝鮮人聯盟(朝聯)は共和国を支持し、1946年10月に結成された在日朝鮮居留民団(1948年に在日韓国居留民団と改称、民団)は韓国を支持した。朝聯は朝鮮人の帰国事業を進めるとともに、民族教育を最重要課題に掲げて、全国で民族学校の運営を推進した。1948年、GHQの占領政策が共産勢力の弾圧に向けられると、日本政府も朝聯傘下の民族学校の弾圧を始めたが、朝聯は激しく抵抗した。朝聯は日本政府によって解散させられ、1951年1月に在日朝鮮統一民主戦線(民戦)が結成された。日本共産党の指導下に日本の民主革命をめざす民戦に対して、金日成は路線転換の方針を示し、1955年5月、民戦は発展的に解消し、在日朝鮮人総連合会(総聯)が結成された。日本の内政への干渉をやめ、北朝鮮の「海外公民団体」であると自らを位置づけた [朴慶植, 1989: 381-389]。

これ以降、1960年代まで在日コリアンの社会運動の主たる担い手は、民団と総聯の2大民族団体にほぼ限定された。民団は、1948年に定めた綱領で、「我々は大韓民国の国是を遵守する」と宣言した [在日本大韓国民団中央本部編, 1997: 353]。一方、総聯は、1955年に定めた綱領で、「われわれは、すべての在日朝鮮同胞を朝鮮民主主義人民共和国政府のまわりに総結集し、祖国南北同胞との連係と団結を緊密強固にする」と宣言した [韓, 1986: 170]。

総聯は、その結成大会で民族教育を発展させる方針を明らかにした。その教育方針の骨子の一つは、「すべての青少年を共和国に忠実な子弟に教育する」ことであった。そして、教育行政体系の確立、母国語教育の強化、教育課程の改善とそれにあわせた教科書の編纂(1956年)を行い、「民族性が豊かで共和国

第2部 現代日本における外国人とその諸相

に忠実な人材の育成」に力を傾けた。一方、1958年9月の共和国創建10周年記念慶祝大会で行われた「朝鮮人民は、日本で生きる道を失い、祖国のふとこゝろに帰ろうとする、かれらの念願を熱烈に歓迎します」との金日成の演説を受けて、帰国運動を繰り広げた〔韓、1986：185, 189-190〕。1959年8月、日本赤十字社と朝鮮赤十字会の間で帰国協定が調印され、1959年12月から1961年にかけて、7万5000人が共和国に帰国した〔姜・金、1994：115〕。

1951年から続いていた日韓会談は、1965年ようやく終結し、日韓協約が結ばれ、在日韓国人に永住許可が与えられた。日韓協約の締結を総聯は「『協定永住権』申請の策動が、在日朝鮮人の間に『大韓民国』を『朝鮮にある唯一の合法的政府』（『韓日基本条約』第3条）と認めさせ、朝鮮人の分断を永久化させようとする政治的目的を追求するものである」と糾弾した。協約締結を受けて、民団は第4次宣言（1966年）において、「我々は日本に永住するが、我々の世代および子孫は民族教育と国際人として必要な教育を受け、どこまでも韓国人としての荣誉と主体性を堅持し、大韓民国国民として立派に生きていくことを確約する」と述べている〔民団50年史編纂委員会編、1997：354〕。

日韓協定締結後、日本政府は外国人学校を規制する学校教育法改定案（1966年、1967年）や外国人学校法案（1968年）を国会に上程した。この法案に対して、総聯は激しく抗議し、同法案は廃案となった。また、在日外国人の政治的権利を規制する改定入管法案（1969年）にも、反対運動を行った。一方、韓国政府の要請を受けて、1967年、日本政府は在日朝鮮人の帰国事業を一方的に終結した。総聯は、帰国事業の再開を強く要望する運動を展開した。

この時期、外国人登録令反対、生活権擁護、民族教育の保障のための社会運動が展開されたが、そうした運動は、南北朝鮮の統一を希求し、いずれ在日コリアンは統一祖国に帰ることを想定していた。また、1960年代後半、民団も総聯も本国の影響をより強く受けるようになっていたが、この時期の社会運動は、本国との政治的な結びつきの強い民族団体を媒介にした「上からの組織運動」であった。したがって、在日コリアン一人ひとりの民族的利害よりも、組織や国家の利益が優先されていたといえよう〔朴一、1999：38, 39〕。すなわち、民族団体の指導者達は朝鮮生まれの一世であり、本国への帰属意識が強く、日本

はあくまでも南北統一までの仮住まいの場所であった。少なくとも1960年代までは、「本国への帰属意識の強い朝鮮生まれの世代が、在日朝鮮人問題の性格を規定するほど、あらゆる分野の運動において中堅的役割を果たしてきた」のである〔姜、1987：47〕。総聯の場合、特にその傾向が強く、また、民団の団長には、韓国の政界に進出する者もいた。

1970年代の社会運動と民団連

1970年12月、日立製作所に就職が決まりながら、採用が取り消された朴鐘碩を原告とする裁判（日立裁判）が横浜地裁で始まった。朴は1951年生まれの韓国籍二世で、この裁判は、在日外国人に対する企業の就職差別の不当性を問う、日本で初めてのものであった。22回の公判を経て、1974年6月、日立裁判は歴史的な原告勝訴に終わった。

日立裁判を始めた時に、原告支援グループは既成の民族団体に協力を要請したが、裁判を支援する動きは皆無であった。「結局、日立に入ったって、それは日本に同化していくプロセスを辿るだけではないか」という声が一般的で、「政治運動にコミットし、祖国の同胞にコミットしていく、それが即民族主体性を回復していく道なのだ」と考えられていた〔朴君を囲む会編、1974：14, 17〕。すなわち、在日コリアンが日本で直面する問題は、本国の政治状況に原因があり、本国の政治闘争に参加し、民主化や統一を成し遂げるからこそ、民族として主体的に生きる道であると考えられていたのである〔民団連特別基調起草委員会編、1979：30〕。

裁判を支援したのは、日本人と在日コリアンの若者によって結成された「朴君を囲む会」やキリスト教関係者であった。1974年の勝訴後、原告を支援した全国各地のグループは、それぞれの地域の自治体に対して、公営住宅への入居、児童手当の支給、地方公務員の採用などに関する国籍を理由とする差別を撤廃する運動を始めた。まず、1974年7月、川崎市長に対して公営住宅入居資格、児童手当支給等について、公開質問書を提出した。同年10月、大阪府知事と大阪市長に対しても同様な要求を提出した。同年11月には、各地のグループが集結して、在日コリアンと日本人が参加する「民族差別と闘う連絡協議会（民団

連)」の第1回全国代表者会議が開かれた。民闘連は、民団や総聯に比べて、はるかに小規模の団体ではあったが、成立以来、今日まで市民運動の牽引役となり、在日コリアンの社会運動の中で、重要な位置を占めてきた。

1975年8月には、全国から80名が大阪に集まり、第1回民闘連全国交流集會が開かれた〔民族差別と闘う連絡協議会、1975：1，30〕。続いて、1976年8月には、川崎で第2回全国交流集會がもたれた。この集會では、基調報告ともいえる「問題提起」が事務局の裏面からなされた。在日韓国・朝鮮人の76%が日本生まれの二、三世となり、結婚総数の半分が日本人とのものとなり、また在日韓国・朝鮮人の子ども14万人の7割が日本の学校に通い、帰化申請者数は増加傾向にある一方、北朝鮮への帰国者数は年500人にも満たないことを指摘し、「総じて、在日韓国人・朝鮮人の定着化傾向が強まっていることは、否定できない事実」であると裏面は述べている。これは、坂中受賞論文や入管白書1976年版を意識しての発言であろう。この集會の総合討論では民闘連の組織化および入管行政の新たな路線に対抗する理論化が大きなテーマになった〔民族差別と闘う連絡協議会、1976：8，43〕。

1977年10月、尼崎において第3回全国交流集會が開かれた。同年6月に発表された坂中論文の「在日朝鮮人の処遇」を受けて、「在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について」と題したパネルディスカッションが開かれた。坂中論文は、「日立闘争以降の民闘連運動の重要な柱の一つであった行政闘争は、『何のための行政闘争なのか』という問題」提起として受けとめられた。すなわち、「行政闘争は、我々の要求がすべて通れば坂中氏の言うように、必然的に在日同胞を同化させてしまう内実を持っているものだろうか。坂中氏の統治の論理と民闘連の運動の論理は基本的に同じなのか否か」が問われていると受けとめられたのである〔金相明、1977：8〕。坂中論文が発表されて以来、「在日朝鮮人の権利獲得、民族差別撤廃運動までもが同化を促進するものとして批判されることとなった」からである〔徐正禹、1987：82〕。

パネルディスカッションでは、「民族団体が要求しているものと、入管側の主張とは基本的な違いはないという状況」で、「民族差別と闘うことが同化につながるという批判」に対抗し、民族的自覚、民族意識をもつにはどうした

らよいか話し合われた。行政闘争が単なる「物取り」にならず、運動に参加する当事者や日本人の「意識化」が大事であることが指摘された。後述のように、既存の民族団体が反差別の運動に加わってきたため、運動としての差異化が意識されたものと思われる。「今日の政治的分断を克服するためには、今まで民闘連が行ってきたように政治的対立を持ちこまない在日同胞の教育・就職・社会保障・法的地位等の問題に関わり続けていくことによって在日同胞が結集していく場を作っていくことが重要」とし、「我々の運動によって民団や総連を在日同胞の権益擁護の場にひきずり出したことは評価されるべきである」という自己評価もなされている〔民族差別と闘う連絡協議会、1977a：9；1977b：11-13〕。

1977年10月、「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」が東京で発足した。これは12年間、国民年金の掛け金を支払いながら、受給資格を否定された金銭的支援を運動であった。設立総会では、この問題が「在日韓国・朝鮮人の定着化と日本社会の高齢化という社会変化の交点上に発生した」ことが述べられ、「国民年金法の国籍条項はまさに国家による差別であり、それが社会保障上の差別の頂点に位置するが故に、今後の行政差別撤廃闘争においてきわめて重要な課題である」ことが指摘された〔民族差別と闘う連絡協議会、1978：1-3〕。

1977年11月には、韓国のキリスト教関係者が集まって、「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」を開いている。民闘連関係者の多くも参加した。その声明文は、在日韓国・朝鮮人に日本人と同様に社会保障制度の適用を認めることを訴え、その根拠として、憲法の本質や国際人権諸条約を引用している。また、「日本社会において相互に扶助していく地域住民の一員である」ことを重視すべきことを指摘している。国際人権規約、人種差別撤廃条約の批准も訴えている〔民族差別と闘う連絡協議会、1977c：18〕。「地域住民」としてのアイデンティティを表明した最も早い例の一つと言えよう。

1978年11月に名古屋で開かれた第4回全国交流集會では、運動の理論化の要請に答えて、「民族差別との闘いの道すじを明らかにしよう」という分科会が設けられ、裏面が翌1979年に確認される民闘連の三大原則を示している。一方、1979年11月に川崎で、各地から93団体の400人が参加して開かれた第5回

全国交流集会は、「民間連運動の転機となる集会」であった。特別基調報告が用意され、それまで議論が続いていた運動の基本方針が示されたからである〔民族差別と闘う連絡協議会, 1979: 26; 1980: 1〕。同報告は、民団と総聯が、「地すべりの現象で同化していく在日韓国・朝鮮人の二・三世に対して何等の有効な政策を持ち合わせていない」と批判している。また、「国民意識」を強調することの問題として、二つに国が分かれている現実の中で「在日同胞社会に無用な対立をもちこむことになること」、「国民として本来負うべき兵役・納税の義務も、権利としてもつべき国政参加も」ない現実をあいまいにしていること、「観念的な民族意識によって現実の不条理を黙過している点」を指摘している。また、民族差別との闘いによって、「民族の自覚」に目覚め、「民族の主体性」を回復することを強調している。すなわち、民間連は、「日本の差別社会の変革」をめざし、「民族差別との闘いこそが民族の主体性を回復する」と主張する一方で、国籍にアイデンティティを置く考え方に対しては、日本籍コリアンを切り捨てることになる点、南北分断の中で不必要な対立を在日コリアン社会に持ち込むことになる点、「国民としての意志を反映させる手段もないのに、義務としての兵役」が問題となる点等を指摘し、国家への帰属意識を留保した〔民間連特別基調起草委員会編, 1979: 30, 41, 56-60〕。

1970年代の社会運動と民団・総聯

日立裁判が始まった1970年前後、1968年に中断していた帰国事業を再開した総聯と、協定永住の申請期限の1971年を控えて、協定永住促進運動をしていた民団とは、厳しく対立していた〔朝日新聞, 1970〕。しかし、1972年5月、南北朝鮮の高位級会談が実現し、同年7月4日、自主、平和、民族的大同団結の三大原則を基本とする朝鮮統一に関する南北共同声明が発表され、在日韓国・朝鮮人の間でも、祖国統一運動が一気に高まった。ところが、1973年8月に起きた金大中拉致事件を契機に南北対話は途絶え、再び対立が厳しくなった。

民団は、1974年に、大阪本部が民間連など市民団体の運動を後追いする形で、大阪府に公営住宅差別撤廃、児童手当の支給、国民年金制度の適用など、行政差別の撤廃を求める要望書を提出した。市民団体側からの働きかけがあり、さ

らに当時の趙一済駐大阪韓国総領事が、その動きを後押しした。1975年になると、兵庫県地方本部を中心に「兵庫韓国人福祉増進連絡協議会」を結成して、運動を展開した〔徐龍達編, 1987: 43; 李瑜煥, 1980: 301〕。

こうした地方レベルでの動きがやがて中央に波及し、1977年3月、第27回定期中央委員会で「在日韓国人の生活擁護のための人権宣言」を採択、「日本国は在日韓国人の歴史的背景を認識し、すべての面における人間差別を撤廃し、内国民と同等な権利を保障」することを求める行政差別撤廃運動の方針を定め、権益擁護特別委員会を設置して、全国的な運動を始めた。

まず、1977年5月に「差別白書第1集 何が問題なのか」を刊行した。同書は、在日韓国人のアイデンティティのあり方について、それまでは、「祖国意識を大事にしてきたのである。しかしそのために自分たちの現実に生きている国に対する在住国意識を育てることをせずむしろこれを民族意識と相反するものであるかのように思いつめてきた」と振り返っている。そして、「祖国意識を偏重してきた」在日韓国人は、日本が高度成長期を迎え、福祉政策を充実させてくる中で、「ようやく在住国意識の必要性にめざめてきた」と説明している。同年9月には、民団大阪本部は、日本の学者や国会議員を招き、「在日韓国人の差別問題を考えるシンポジウム」を開催している〔在日本大韓民国居留民団, 1977: 28; 1978: 94-109〕。

1978年2月、民団大阪本部は、日本政府に対して外国人登録法と出入国管理令の改正を求める要望書を提出した。その中で、「私たちが在日韓国人は日本社会に定着し、日本社会の構成員として永続した生活を営んでおり、とくに二世、三世の在日韓国人が大半を占める今日、その傾向はいよいよ顕著なものとなっております」と述べている〔在日本大韓民国居留民団, 1978: 109-118〕。一方、国会の予算委員会では、前述のシンポに参加した中野寛成民社党衆議院議員が、民団大阪本部の要望書にそう形で、在日韓国人の国民年金加入と外国人登録改正の問題について質問を行っている〔在日本大韓民国居留民団, 1978: 298-317〕。同年3月には、民団中央本部が差別撤廃要求中央大会を開き、「行政差別撤廃に関する要望」を採択し、福田首相ほか各政党党首に送り、全国の民団地方本部は、各地方自治体の首長にも提出した。4月には「差別白書第2集 権益運

動のすすめ』を発行し、6月、住宅入居差別撤廃、児童手当、国民年金の適用、金融公庫等融資制度適用、公務員採用の4項目に外登令、入管令の改正を求める全国統一要望書を各自治体に送った〔在日本大韓民国居留民団、1978：41-42；1979：40-66〕。こうした運動の盛り上がりの背景には、国際人権規約の発効（1976年）および日本の署名（1978年）と批准（1979年）の影響が大きかった。

1979年3月、民団中央本部は「権益擁護に関する要望書」を採択したが、その冒頭に、「定着性の再確認」として、「我々韓国民団は、日本国に永住する決意を再確認」することが記されている。この要望書は、前年に各自治体に提出された全国統一要望書とともに、日本政府と各政党に提出された〔在日本大韓民国居留民団、1979：66-67〕。同年5月に刊行された『差別白書第3集 生活権をかちとろう』でも、「定着性の問題」と項目を設け、国民年金など社会保障を求める運動をする上で、総聯側が「いつかは帰国をする」ことを前提に運動していることが障害になっていると述べ、「在日韓国人は日本に定住し、子を育て、孫を教育し、そして日本で骨をうずめる」ことを強調している。また、運動の方針として、「在日韓国人の個々人がすでに日本地方自治体の住民である」として、運動を地方単位で行うことを示している。一方、5月には日韓議員連盟第8回総会で在日韓国人の法的・社会的地位の改善を求める決議がだされ、「在日韓国人地位向上特別委員会」も設けられた〔在日本大韓民国居留民団、1979：18-22；1980：69-72〕。なお、こうした民団の差別撤廃運動に対しても、同化を促進するという批判は存在した。⁶⁸

一方、総聯の側も、協定永住の申請期間が終わった1971年に、協定永住者には国民健康保険が適用されながら、協定永住を申請しない在日朝鮮人には適用されないことを問題視し、自治体の議会に請願書を提出し、1972年横浜、川崎、神戸各市が、1973年東京23区、名古屋市、大阪市が在日朝鮮人への適用を認めている〔在日朝鮮人の人権を守る会編、1977：404〕。⁶⁹

入管白書1976年版が刊行され、前述のように稲葉法相が在日朝鮮人の法的地位の確立に言及したのを受けて、総聯の機関紙である『朝鮮新報』は、1976年6月12日の社説で、「在日朝鮮人が日本で平和に安定した生活を営めるよう」、「在日朝鮮人の在留権を一本化し、これには在留資格、在留期間の制限を付さ

ず、退去強制条項の適用から除外すべき」ことを訴えている〔内海他、1977：25〕。総聯は、「在留権」という言葉は使っても、「永住（権）」という表現は決して用いていないことが注目される。

1976年12月には、『季刊三千里』第8号に掲載された姜在彦の論文「在日朝鮮人の六五年」に対する批判が、『朝鮮新報』に掲載された。姜の論文は、坂中論文を受けて、在日韓国・朝鮮人の側から初めて、定住化の問題を正面から取り上げたものであった。「朝鮮生まれの世代は、祖国に対して、『郷愁』によってつながる世代であるとするならば、日本生まれの世代は多くのばあい、『在日』そのものを与えられた前提として生きている世代」との姜の見解に対して、『朝鮮新報』は以下のように批判している。「朝鮮で生まれた人であれ、日本で生まれた人であれ……民族分裂の悲劇を一日も早く終らせ、統一された祖国で幸せに暮そうとする彼らの熱い志向も意にめさないのか」、「総聯は初級学校から大学までの整然とした教育体系をもち、民族教育を体系的に行なうことによって、すでにかず多くの若人を民族幹部に、祖国統一の立派な担い手に育てあげた」と〔キム、1976〕。

総聯は、「在日朝鮮人の唯一の権益擁護団体」として、日本の自治体当局に働きかけ、「社会保障と各種の公共融資を獲得する努力」を各地でくりひろげ、市営住宅入居や児童手当などの権利を獲得していったという。特に、人権規約の署名と批准が行われた時期を前後する1978年10月から1979年11月にかけて、在留権保障と社会保障の適用を求める運動を行い、難民条約への加入が盛り上がった1980年11月から1981年3月にかけて、運動を再び行った〔韓、1986：271、288、289〕。一方、共和国への帰国者は、1973年以降、年間数百名程度にとどまっていたが、朝鮮学校では、依然、帰国を前提とした教育を行っていたという〔内海他、1977：18〕。⁶⁹

民団と総聯が、在日韓国・朝鮮人の権益擁護の社会運動に1970年代になるまで取り組まなかったのは、「自らの支援する政権の意向を体現することのみに目が注がれ、同胞の生活実態や動向への関心をここ何十年間おざなりにしてきたことにあると見られる。南北二つの政権の最大の関心事は、大儀名分はあるが、せんじつめたところ自政権維持と統一問題の主導権争いにあったといつて

よい。その本国政府の政策の延長線上に、二つの民族団体の活動が位置づけられ指導されてきた」といってよからう〔内海他、1977:25〕。

在日コリアンの社会運動のイデオロギー

民闘連は、地域における生活実態を重視し、地域レベルでの反差別の共闘を日本人と組む方針を示し、地域社会を強調する形で日本社会への帰属意識を肯定していった。1977年のシンポジウムでも、在日コリアンが「地域社会の一員」であるとの主張がなされている。国籍差別を撤廃する運動をしている点で、多国籍主義と理解できるが、国家への帰属意識を留保しているのも、多民族主義も取り入れた立場と見ることができる。

次に、民団は、1950年代から協定永住を取得する1960年代中葉まで、定住志向はなく、分離主義であった。一方、「第4次宣言」で永住することを示してはいるが、「定着性」を強調し、定住志向がはっきりあらわれたのは、1977年の「人権宣言」以降のことである。この時期において、日本社会への帰属意識も承認され、多国籍主義に移行していったとみられる。

一方、総聯は、1950年代から1970年代にかけて、帰国運動も行っており、典型的な分離主義であった。1960年代後半から1970年代前半に朝鮮学校に通った在日朝鮮人二世は、「あくまで在外公民として国民的に生きることを是とする。その結果、日本社会に対して無関心、無責任に生きることが朝鮮人として潔く生きることであるかのような錯覚」に陥っていたという。また、「民族的に生きる＝国民的に生きる＝日本に対して無関心に生きる、という図式」を空気のように入っていたという〔李進熙編、1996:230〕。1970年代に行政差別撤廃運動を行ったのも、地域住民としての運動ではなく、「共和国の海外公民」として「民主主義的民族権利と国際法で公認された合法的権利」（1972年制定共和国憲法第15条）を求めてのものであった。

4. 1980年代以降の展開

本章では、戦後日本における在日コリアンの定住化（アイデンティティの多

様化)に応じた、日本政府の外国人政策と在日コリアンの社会運動の展開について、主に1970年代の動向を中心に取り上げたが、それ以降の展開については基本的な動向を整理し、結びに変えたい。

まず、日本政府の外国人政策については、前述のように1982年体制が成立し、在日外国人の処遇は大きく改善されることとなった。さらに、1991年には、旧植民地出身者の在留資格を「特別永住者」に一本化している。こうした政策の採用は、外国人の市民的アイデンティティをある程度、承認したものとみてよいであろう。また、1998年に永住資格の居住要件を20年から10年に改めているが、これは、ニューカマー外国人の定住化を認める方向性をもった政策と理解してよからう。日本政府の立場は、前述のとおり、1970年代までは主に同化主義であり、1980年代以降も、多国籍主義的政策を部分的に取り入れつつ、依然、同化主義を維持したものとみてよからう。

一方、在日コリアンの社会運動は、日本社会の構成員として、在日コリアンの市民的アイデンティティをさらに承認していった。1980年代を通じて、最も盛んな社会運動は、指紋押捺拒否運動であったが、それは、「自分達も社会の一員、住民の一員としてきちんと受けとめてほしい」という、日本人、日本社会に対する「ラブコール」であった〔大沼・徐編、1986:222〕。また、1990年代における在日コリアンの主要な社会運動である地方参政権運動は、日本社会の一員としてのアイデンティティをより明確に主張している。

民団は、1970年代後半から各種の社会保障制度の「国籍条項」を撤廃させることに主眼を置き、1980年代の指紋押捺反対運動を経て、1990年代には、国政参政権は韓国政府に求め、地方参政権を日本政府に求める地方参政権獲得運動に全力をそそぎ、多国籍主義の立場をより明確にしていったといえる。1996年に20年ぶりに採択された民団の第6次宣言でも、日本に永住すること、そして「日本社会において尊敬を受ける模範的な市民となることを指向する」と述べている。

一方、総聯は、1982年体制の開始によって、在日朝鮮人が特例永住を取得したことに、少なからぬ影響を受けたものと思われるが、その方向性は必ずしも明らかではない。総聯は、朝鮮籍の維持は当然の前提であり、外国人の地方参

政権獲得に反対している⁴⁹。したがって、総聯は、依然、分離主義の立場を変えていないようにも見える。しかし、1980年代後半以降、朝鮮高校を卒業して、日本の大学に進学したり、日本の企業に就職する者が増え、総聯系の在日コリアンの中でも三世になると、次第に日本社会への帰属意識は強まりつつある[Ryang, 1997: 196-200]。そうした変化への対応を迫られて、1993年から1995年にかけて行われた朝鮮学校の教科書改定では、在日コリアンが日本に定住しているという現実を重視した内容に変っている[宋, 1994: 82-85]。また、1999年9月に開かれた総聯中央委員会第18期第3回会議拡大会議において、「急変する世界情勢と日本の政治・経済状況、世代交替が進む同胞社会の新たな実情に沿って、総聯の活動方法を決定的に転換させる」[朝鮮新報, 1999]ことが決議された。

民間連は、より市民的アイデンティティを重視する方向性に向かう。民間連指導者の一人、梁泰昊は、1982年以降の内外人平等原則下で永住資格を認める1982年体制が始まり、在日韓国・朝鮮人にとって、「定住化と共生を誰も否定できなくなった」と振り返っている[梁, 1987: 77]。民間連は、1987年に、在日コリアンを「定住外国人」として位置付け、「定住外国人に関する基本法」の制定を提唱し、日本社会の構成員として生活している「定住外国人」の在留権は、内国人と等しい居住権として保障されるべきことを訴えた[民族差別と闘う連絡協議会編, 1987: 21]⁴⁹。1991年に在日韓国・朝鮮人の法的地位が「特別永住者」として一本化され、1993年に永住者の指紋押捺も廃止され、一定の運動の成果をあげた後、新たな運動のあり方をめぐる意見が分かれ、コリアン人権協会とそれ以外の地域団体の二派に分かれ、今日にいたっている。後者に属する民間連指導者の一人、李敬宰は1999年、「出自(ルーツ)」を重視し、国籍には必ずしもこだわらないアイデンティティのあり方を提起している[李敬宰, 1999: 110, 112]⁴⁹。

最後に、日本政府の外国人政策と在日コリアンの社会運動の歴史が、現在のニューカマー外国人問題に示唆している点について整理すると、第一に、1970年代における日本政府、そして当事者による在日コリアンの定住化の承認が、1980年代初頭における外国人の法的地位の向上につながったということである。

第二に、在日コリアンが1966年以降、永住という法的地位を得て、実際に定住化を前提とした社会運動を起こすまで、10年近くの年月がかかったということである。第三に、定住化を前提とした運動の担い手は、日本生まれの二世が中心となったということである。

1990年代にニューカマーの定住化ということが研究者や市民団体から提起されたが、当事者からも政府からも、まだ必ずしもそのような認識が示されていない。そもそも、永住資格を取得したニューカマーが増えだしたのは1998年以降のことである。1990年代以降、盛んになった地方参政権運動が、ほとんど旧植民地出身者である在日韓国人によって担われていることからわかるように、ニューカマーの組織化や社会運動は、まだ始まったばかりといえよう。今後、永住資格を取得したニューカマーや、日本生まれの外国人が、アイデンティティの多様化の中で、どのような社会運動を展開していくかが注目される。

注

- (1) 在日コリアンとは、韓国籍、朝鮮籍、日本籍等を含めた、戦前から日本に住んでいる朝鮮半島出身者とその子孫を指すこととする。在日韓国人は韓国籍者、在日朝鮮人は朝鮮籍者、在日韓国・朝鮮人は韓国籍または朝鮮籍保有者を指すこととする。
- (2) 石川准がアイデンティティを所屬、能力、関係の3項目に分類し、属する組織や共同体が何であるかを所屬アイデンティティと呼ぶのを参考にした[石川, 1992: 18-19]。
- (3) 「一応」としたのは、パレスチナのように「国民国家」としての独立をめざす民族にとっては、国家が成立する以前においても「ナショナル・アイデンティティ」を持っていることが考えられるからである。また、アンダーソンが説くような「遠隔地ナショナリスト」のように、法律上は移住国の国民となりながら、その国にはほとんど愛着を感じない場合もあるだろう[アンダーソン, 1993: 190]。
- (4) 「民族」は「ネーション(nation)」の訳語がふさわしい場合もあるが、本章では、「民族的」と「エスニック」を同義で使用する。民族に関する定義は研究者によって異なるが、筆者は、民族(エスニー、エスニック・グループ)や民族性(エスニシティ)は客観的に定義されるものではなく、歴史的・社会的脈絡の中で形成され、変化するものとみなす。
- (5) 「日本社会の一員」は「日本社会の構成員」という抽象的意味で用いているが、狭義には、文京洙など日コリアン二世、三世の知識層の多くが説く「市民社会の一員」、「市民」を意味する。
- (6) 理論的には、あと2つの類型が考えられる(+ + +, + - -)。しかし、韓国や北朝鮮が朝鮮民族からなる国家と認識される以上、国家への帰属意識は強いが、朝鮮民族へ

第2部 現代日本における外国人とその諸相

の帰属意識が弱い人たちは、いないことになるので除外する。

- (7) デニズンとは、「合法的な永住者の資格を有する外国籍市民」を指す〔ハンマー、1999:29〕。
- (8) たとえば、1985年から1994年にかけて、帰化その他の理由によって日本籍となった在日コリアンが集まって、裁判に訴え、次々と民族名をとりもどすことに成功した「民族名をとりもどす会」がある。〔民族名をとりもどす会編、1990〕。
- (9) 韓国・朝鮮籍を維持するのは、国家への帰属意識の証としてよりも、民族性保持のため、あるいは日本政府の外国人政策批判のためという考え方が、在日コリアン知識人の中では有力である。たとえば、姜在彦は、「『国籍』こそが民族的アイデンティティを証すさいごのトリデ（砦）」と述べている〔姜在彦、1996:178〕。なお、日本の外国人登録における「韓国」籍とは韓国の国籍と見てよいが、「朝鮮」籍は旧植民地である朝鮮出身であるということの意味し、必ずしも北朝鮮国籍を意味しないことに注意が必要である〔金英達、1992:49〕。ただし、北朝鮮を支持する総連系コリアンの大半は朝鮮籍であり、共和国の「海外公民」と自己規定している。
- (10) ディアスポラ概念については、〔戴、1999:112-138〕参照。筆者は、同書に引用されている「エスニック・ディアスポラ」を参考にした。
- (11) 多文化主義の類型については、〔関根、2000:50-59〕参照。但し、本章での「多国籍主義」、「分離主義」、「多民族主義」は筆者独自の用法である。
- (12) 朝日新聞は、1976年2月から4月まで50回にわたる連載記事で在日コリアン特集を行い、定住化の実態や一世と二世の意識の違いなどを取材した。「定住外国人」という用語が初めてマスコミに登場したのも、1977年のことであった〔徐龍達、1977〕。ただし、世代交代と「同化」の進行については、〔朴在一、1957:131-137〕、〔李瑜煥、1960:182-190〕、〔李瑜煥、1971:391-416〕がすでに指摘していた。また、在日韓国・朝鮮人の社会保障問題も1960年代に取り上げられている〔在日朝鮮人の人権を守る会編、1965:19-38〕。
- (13) 特例永住の申請期間は、1982年1月から1986年12月までの5年間であった。在日韓国・朝鮮人の法的地位に関する処遇については、〔金英達、1988〕参照。
- (14) 田中宏は、1982年の社会保障法制の転換は、日本社会の構成員として外国人を認める意義があったことを強調している〔大沼・徐編、1986:199〕。
- (15) 戦後初めて刊行されたのが『出入国管理とその実態』(1959年)で、それ以後、1964年、1971年、1976年、1981年、1987年、1993年、1998年と刊行されてきた。
- (16) 引用部分の後、以下のように続く。「まして外国人の中には、犯罪や不道義で国民生活をおびやかす不良なものがある点を考えると、なおさらである。しかし、一方においてわが国の数多い人口が、このせまい国土、まづしい資源で生きるためには、何よりも貿易を振興し、観光客をできるだけ多く誘致しなければならない。また、留学生やすぐれた学者・芸術家・スポーツマン等は、文化交流の上から積極的に歓迎すべき人たちである。出入国管理は、我が国の繁栄のためにこの入国の抑制阻止策と歓迎誘致策の相反する二つの要求を止揚する具体的方針を確立する立場にある」と。
- (17) 外国人労働者の入国については、1960年代の高度経済成長と労働力不足の事情を反映

してか、「外国人単純労働者の入国は、国内労働市場の実情を勘案しつつ、必要最小限度にこれを抑制する必要がある」と、やや受け入れ緩和のニュアンスを感じさせる表現となっている(2頁)。

- (18) 植民地支配によって、日本国籍を一時的に強制された朝鮮人の民族的立場からすれば、日本国籍を「喪失」し、朝鮮国籍を回復するのは当然であったが、領土帰属変更に伴う国籍選択機会の付与という国際慣例に反するとの批判が強い。日本政府は当初、国籍選択機会の付与を検討していたが、在日朝鮮人が少数民族化することを恐れ、付与しないことにしたという〔姜・金、1994:174-178〕。在日韓国・朝鮮人は日本国籍を失っていないという解釈もある〔大沼、1993:159〕。
- (19) 入国管理庁長官として、法律第126号の立法にあたった鈴木一は、在日韓国・朝鮮人を「安住せしめる特別法が一年を待たず実施されることを予想して」、同法を立案したという〔鈴木、1968:81〕。朝鮮戦争の最中の東西冷戦構造下で、反共主義で一致していた両国政府は、「すべての在日朝鮮人をまるごと『韓国籍』にもって行って、『日韓条約』によって在日朝鮮人問題を一挙に解決し、この解決におさまりきれない部分が残るとするならば、あとは切って捨てるほかはない」と考えていたという推測もある〔在日朝鮮人の人権を守る会編、1977:30〕。
- (20) 日本政府が在日韓国・朝鮮人に最初から永住資格を認めなかったのは、日韓交渉における「外交取引の切り札の1つ」として用いたかったからではないかと思われる〔姜・金、1994:180〕。
- (21) 「処遇が定まらない人たち(旧植民地出身者、筆者注)が、在留外国人の大多数を占めていたので、戦後できた出入国管理体制は、在留資格を操作して行う意味での在留管理の面で実効ある行政を行うことができない状態にあった」という〔法務省入国管理局編、1981:86〕。
- (22) 坂中は、廃案になった一番大きな理由として、「在日朝鮮人の法的地位問題を未解決のままにしておく一方で、外国人の政治活動規制条項を盛り込んだ新出入国管理法を制定するということであったため、在日朝鮮人団体が激しい反対運動を行ったから」であったことを指摘している〔坂中、1999:5〕。一方、1972年、吉岡章入国管理局長は、衆議院法務委員会にて、「一・二六の該当者の方々は、在留資格なしに、在留期間を定めずに、日本に滞っておられますが、これはあくまでも暫定的な、ご指摘のとおり、ある意味において非常に不安定な身分でございます……出入国法が制定されたあと、なるべく早い機会に法一・二六にかわる法律をこしらえまして、その人たちの在留資格および処遇というものをきめたい」と答えている〔在日朝鮮人の人権を守る会編、1977:17,19〕。
- (23) 1987年4月から、『外国人登録』と改められた。外国人登録事務協議会全国連合会編。
- (24) 坂中受賞論文では、在日韓国・朝鮮人の処遇として、「日本社会への同化を積極的に促進する」ために「同化政策」をとることが明示されていたが、坂中論文では、「帰化」は用いても、「同化」という表現は避けられていた。外部に公表するにあたって、批判を意識してのことと思われる。
- (25) 日韓条約発効後、法律一・二六号該当者への退去強制事由の適用が全面的に始まった。

- 日韓条約の仮調印にあたって、椎名外相は「不良外人追放のみちを開いたのは喜ばしい」と語っている〔在日朝鮮人の人権を守る会編, 1977: 34-35〕。
- 66) 出入国管理庁長官を務めた鈴木一は、在日韓国・朝鮮人を「出入国管理令の迷子」と呼び、「十五年間も出入国管理法上の迷子として置くことは、世界人権宣言にもとめるものではないか」と述べている〔鈴木, 1968: 76, 120-121〕。
- 67) 朴在一は、出入国管理令に具現されている「在日朝鮮人全般の強制送還が日本政府の根本政策」であり、「唯一の政策」であると批判している〔朴在一, 1957: 159〕。
- 68) 1966年に外国教育法の改定案を立案して以来、1972年まで7度にわたり、朝鮮学校を規制する法案を国会に上程したが、すべて廃案となった〔高賛侑, 1996: 114-116〕。
- 69) 日本朝鮮研究所発行の『朝鮮研究』は、1977年8月号から11月号まで4回にわたって、「歧路に立つ在日朝鮮人問題」という特集を組み、初回は、「在日朝鮮人の「定住化傾向」を考える」という副題をつけている。また、朝鮮と日本の間の「相互間の理解と連帯」(創刊のことば)とをはかるため、1975年2月に創刊された『季刊三千里』は、第8号(1976年11月)で初めて、在日コリアン特集を組んでいる。
- 70) 朝聯は1948年2月、文部省に対して、「在日朝鮮人の大多数は適当な機会に帰国するであろうし、またそうでないとしても母国語による教育を受けることが絶対に必要である」と抗議している〔朴慶植, 1989: 186〕。1948年4月には、武装警官によって在日朝鮮人のデモ隊が弾圧される阪神教育闘争が起きた。
- 71) 1961年から1967年にかけて民団団長を務めた権逸は、1971年から79年まで韓国で国会議員を務めた。
- 72) 大阪の運動には、民団の大阪府地方本部も加わった〔徐龍達編, 1987: 39〕。
- 73) 集会では4つの分科会が設けられ、「住宅・児童手当を中心とした行政闘争」、「法的地位問題」、「入学差別・進路保障等日本人学校での教育問題」、「地域活動」がテーマにとりあげられた。
- 74) 基調報告は、民闘連の中核メンバーである佐藤勝巳、山田貴夫、裏重度、崔勝久によるものだった。「在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする」、「在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために、交流の場を保障する」「在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していく」の3原則をあげ、規約や綱領も設けないことを確認している。
- 75) 1975年6月には、大阪民団の要請を受けて、大阪府市長会が厚生大臣等に国民年金法の改正を求める決議を送っている〔在日本大韓民国居留民団, 1977: 41, 42〕。
- 76) なお、1977年2、3月には、1976年3月に発効した国際人権規約の批准をめぐって、社会党議員による国会質問がされている〔在日本大韓民国居留民団, 1978: 318-329〕。
- 77) 国民年金制度への加入を、民団は権益擁護運動の「もっとも大きな目標」とみなしていた。1965年の日韓協定締結時には、在日韓国人が「ずっと日本におられても将来の問題がございまして、そういう観点から国民年金の適用はしない」という結論にいたったという。従って、日本側を説得するために、「定着するから国民年金制度を適用せよ」と主張せざるをえなかった〔在日本大韓民国居留民団, 1978: 302; 1979: 24-25; 1980: 24〕。

- 78) 李瑣煥は、民団は本国指向性が強く、「国是遵守」(綱領第1条)ばかりに力を入れたが、1970年代後半になって、ようやく「権益擁護」(綱領第2条)に取り組んだことを評価したが、「差別のない社会ほど同化が促進される」ことを前提に、差別撤廃運動は「両刃の剣」の性格をもつという認識に立つべきで、「同化」という副作用が生ずるのも避けられようがないとなれば、この副作用を抑制する運動、即ち民族教育を従来よりも強力に推進することによって解決されよう」と述べている〔李瑣煥, 1980: 300-301, 328-329〕。
- 79) こうした運動は自治体を対象としたものであるが、「在日朝鮮人を地域社会の一員として位置づけるよりも、主権国家の在外国民としての権利を認めなければいけない、という論理」に基いた運動であったと思われる〔李進熙編, 1996: 212〕。
- 80) 「朝鮮民主主義人民共和国の公民として必要な基礎知識および技能を習得せしめ、民主祖国建設に有為な人材を養成する」という教育目的を掲げ、教科書は共和国の直接編纂もしくは検閲したものを使い、朝鮮語教育に重点が置かれ、日本語教育は英語と同じか、それ以下しか時間が割かれていなかったという。また、1966年末から1970年代にかけて、朝鮮学校では、「個人崇拜が極度に高まり、金日成の写真を掲げるようになった」という〔姜, 2001〕。
- 81) この時期になって、民団が権益擁護運動に取り組み始めた理由について、「差別白書第2集」では、戦後しばらくは、「祖国への帰国という帰巢本能」が強く、その後も、日本に向かって権益を要求することは、「恵みを施される形の『ものもらい』」になるのではないかと考え、また、総聯に対する組織防衛に多くの勢力をさいて余裕がなかったこと、さらに、権益擁護運動が日本への同化を促進するのではないかと警戒心があることをあげている(17-18頁)。
- 82) 1991年1月の「日韓覚書」の中で、初めて韓国政府の要望として「地方自治体選挙権」の要望が出された〔田中, 1996: 65〕。また、1994年4月に開催された民団の第44回定期中央大会において、「在日本大韓民国居留民団」という名称から「居留」を削除し、「在日本大韓国民団」と名称が変更され、民団の綱領中の「在留同胞」も「在日同胞」に変更され、地方参政権獲得が民団の最重要課題と位置づけられた。
- 83) 「参政権」の行使は、同胞とりわけ民族性が希薄な多くの新しい世代の帰属意識を祖国と民族、組織ではなく、居住地域と日本社会に向けさせ、やがてそこに埋没させるようになります。そうならば結局、同化と「帰化」を促進させます〔在日本朝鮮人総聯合会編, 1996: 10-11〕。
- 84) 1998年12月には、東京朝鮮中高級学校の新校舎建設委員会が、総聯に「要望書——民主主義民族教育事業を改善、強化することについて」を提出している。これは、教科書改定が不十分であることを批判し、教育理念を北朝鮮「公民教育」から在日同胞の民族教育に転換することを求めたものだという〔ウリ生活編集部, 1999: 234-236〕。
- 85) 日本で出生した定住外国人には、選択的に日本国籍を取得できることも主張しているが、翌1988年に提起した法案「在日旧植民地出身者に関する戦後保障および人権保障法」では、日本国籍取得に関する条項は削除されている〔民族差別と闘う連絡協議会編, 1989〕。

第2部 現代日本における外国人とその諸相

- (46) 同書には、呉崙柄『帰化ではない国籍の取得』、鈴木啓介『コリアン系日本人宣言の秋』も掲載されているが、こうした見解は、民間連のなかで必ずしも支持されているわけではない。
- (47) 一般永住許可者は、1997年の1万1600人から、1999年には1万9700人に増え、さらに2000年には3万人に達した。

参考文献

- 朝日新聞、1970、「民団と総連の対立激化——在日朝鮮人の地位」1970年8月5日。
 —、1976、「在日朝鮮人らの法的地位確立——新基本法制定急ぐ」1976年5月19日。
 アンダーソン、ベネディクト、1993、「〈遠隔地ナショナリズム〉の出現」『世界』1993年9月号。
 朝鮮新報、1999、「総聯中央委第18期第3回会議拡大会議／活動方法を根本的に転換」1999年9月28日。
 ハンマー、トーマス、近藤敦監訳、1999、『永住市民と国民国家』明石書店。
 韓徳録、1986、『主体的海外僑胞運動の思想と実践』未来社。
 法務省民事局第5課国籍実務研究会編、1979、『国籍・帰化の実務相談』日本加除出版。
 法務省入国管理局編、1959、『出入国管理とその実態』法務省入国管理局。
 —編、1964、『出入国管理とその実態 昭和39年版』大蔵省印刷局。
 —編、1971、『出入国管理とその実態 昭和46年版』大蔵省印刷局。
 —編、1976、『出入国管理——その現況と課題』大蔵省印刷局。
 —編、1981、『出入国管理の回顧と展望』大蔵省印刷局。
 池上勉、1965、『法的地位200の質問』京文社。
 稲葉威雄、1975、「帰化と戸籍上の処理」『戸籍』第357号。
 石川准、1992、『アイデンティティ・ゲーム』新評論。
 姜在彦、1987、「『在日朝鮮人』であることの意味」『季刊三千里』第50号：43-51。
 —、1996、「『在日』からの視座」新幹社。
 —、2001、「在日団体の自主性譲り没主体的に追従」『統一日報』2001年2月27日。
 姜在彦・金東勲、1994、『在日韓国・朝鮮人——歴史と展望 改訂版』労働経済社。
 キム・ファフヨ、1976、『朝鮮新報』1976年12月23日（『季刊三千里』第10号に転載）。
 金相明、1977、「在日朝鮮人の解放に向けて(6)——定着化を語るまえに」『民間連ニュース』第23号：7-10。
 金英達、1988、「在日朝鮮人の在留権——『在日の論理』と『国家の論理』」『在日外国人の在留権入門』社会評論社。
 —、1992、『日朝国交樹立と在日朝鮮人の国籍』明石書店。
 高賛術、1996、『国際化時代の民族教育』東方出版。
 李敬宰、1999、「二十一世紀、キーワードは『出自(ルーツ)』」『これから在日をどう生きるのか』かながわみんとうれん他。
 李進熙編、1996、『在日はいま——在日韓国・朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社。
 李瑤煥、1960、『在日韓国人の五十年史』新樹物産出版部。

- 、1971、「在日韓国人60万人——民団・朝総連の分裂史と動向」洋々社。
 —、1980、『日本の中の三十八線——民団・朝総連の歴史と現実』洋々社。
 民団50年史編纂委員会編、1997、『民団50年史』在日本大韓民国民団。
 民間連特別基調起草委員会編、1979、『第5回民間連全国交流会集 特別基調報告』民族差別と闘う連絡協議会。
 民族名をとりもどす会編、1990、民族名をとりもどした日本籍朝鮮人 明石書店。
 民族差別と闘う実践交流会編、1999、『第2回民族差別と闘う実践交流会』かながわみんとうれん他。
 民族差別と闘う連絡協議会、1975、『民間連ニュース』第4・5合併号。
 —、1976、『民間連ニュース』第14号。
 —、1977a、『民間連ニュース』第23号。
 —、1977b、『民間連ニュース』第25号。
 —、1977c、『民間連ニュース』第26号。
 —、1978、『民間連ニュース』第27号。
 —、1979、『民間連ニュース』第29号。
 —、1980、『民間連ニュース』第30号。
 —編、1987、『第13回民間連全国交流岡山集会資料集』。
 —編、1989、『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社。
 文京洙、1987、「躊躇い、苛立ち、そして希望」『季刊三千里』第50号：88-96。
 小熊英二、1995、『単一民族神話の起原』新曜社。
 大沼保昭、1979、「出入国管理法の成立過程 13」『法律時報』51巻4号。
 —、1993、『新版 単一民族社会の神話を越えて』東文堂。
 大沼保昭・徐龍達編 1986 『在日韓国・朝鮮人と人権』有斐閣。
 朴一、1999、『在日』という生き方』講談社。
 朴在一、1957 (1979再版)、『在日朝鮮人に関する総合調査研究』新紀元社。
 朴慶植、1989、『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房。
 朴君を囲む会編、1974、『民族差別——日立就職差別糾弾』亜紀書房。
 Ryang, Sonia, 1997, *North Koreans in Japan: Language, Ideology, and Identity*, Boulder: Westview Press.
 坂中英徳、1989、「今後の出入国管理行政のあり方について——坂中論文の複製と主要論評」日本加除出版。
 —、1999、『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』日本加除出版。
 佐藤勝巳編、1974、『在日朝鮮人——その差別と処遇の実態』同成社。
 関根政美、2000、『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
 徐正禹、1987、「問われる在日の自立と主体」『季刊三千里』第50号：81-88。
 徐京植、1997、『エスニック・マイノリティ』か『ネーション』か——在日朝鮮人の進む道』『歴史学研究』1997年10月増刊号：20-30。
 徐龍達、1977、『国際感覚をばむ血統主義』『朝日新聞』1977年3月30日夕刊。
 —編、1987、『韓国・朝鮮人の現状と未来』社会評論社。

- 宋都憲, 1994, 「インタビュー はばたけ21世紀へ」『統一評論』1994年3月号: 82-85.
 鈴木一, 1968, 『韓国のこころ』洋々社.
 戴エイカ, 1999, 『多文化主義とディアスポラ』明石書店.
 田中宏, 1995, 『在日外国人 新版』岩波書店.
 —, 1996, 『Q&A 外国人の地方参政権』五月書房.
 ウリ生活編集部, 1999, 「要望書翻訳掲載にあたって」『ウリ生活』第14号.
 内海愛子他, 1977, 「自立した関係をめざして」『朝鮮研究』第172号 (1977年11月).
 和田純・内海愛子, 1977, 「岐路に立つ在日朝鮮人問題(1)」『朝鮮研究』第169号 (1977年8月).
 山脇啓造, 2000, 「在日コリアンのアイデンティティ分類枠組に関する試論」『明治大学社会科学研究紀要』第38巻第2号 (2000年): 125-141.
 梁泰昊, 1987, 「民族差別と闘う市民運動」『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社.
 吉岡増雄編, 1980, 『在日朝鮮人の生活と人権』社会評論社.
 在日朝鮮人の人権を守る会編, 1964, 『在日朝鮮人の法的地位』在日朝鮮人の人権を守る会.
 —編, 1977, 『在日朝鮮人の基本的人権』二月社.
 在日本朝鮮人総聯合会編, 1996, 『Q & A「参政権」問題を考える』朝鮮新報社出版局.
 在日本大韓民国居留民団, 1977, 『差別白書第1集 なにが問題なのか』在日本大韓民国居留民団中央本部.
 —, 1978, 『差別白書第2集 権益運動のすすめ』在日本大韓民国居留民団中央本部.
 —, 1979, 『差別白書第3集 生活権をかちとろう』在日本大韓民国居留民団中央本部.
 —, 1980, 『差別白書第4集 永住権を確立しよう』在日本大韓民国居留民団中央本部.
 在日本大韓民国居留民団中央本部編, 1997, 『民団五十年史』五月書房.

〔付記〕 本稿へのご批判をいただいた柏崎千佳子, 梶田孝道, 金総領, 近藤敦, 坂中英徳, 田中宏, 襄重度の各氏に厚くお礼申し上げます。

人名索引

ア行

- アンダーソン (Anderson, B.) 176
 池上努 296
 伊丹敬之 35, 36, 44
 ウェルマン (Wellman, B.) 49, 50
 エンロー (Enloe, C.) 142
 大谷信介 51, 52
 小熊英二 6, 208

カ行

- カステル (Castells, M.) 38, 44
 金子郁容 55
 金日成 299
 姜在彦 307
 駒井洋 194

サ行

- サイモン (Simon, H. A.) 251
 坂中英徳 293
 サクセニアン (Saxenian, A.) 40
 サッセン (Sassen, S.) 123
 柴田進午 37
 下河辺淳 55
 シュンペータ (Schumpeter, J. A.) 38
 スピヴァック (Spivak, C. G.) 154
 ソイサル (Soysal, Y. N.) 100

タ行

- 田中宏 3, 207
 テロ (Teló, M.) 26
 ドーア (Dore, R. P.) 3, 32, 56
 ドラッカー (Drucker, P. F.) 54

ナ行

- 中野寛成 305
 野中郁次郎 47
- ### ハ行
- ハーシュ (Hirsch, E. D.) 87
 バートラム (Bartram, D.) 188-189, 210
 バウマン (Bauman, Z.) 21
 朴鍾碩 300
 パレート (Pareto, V.) 252
 バンクス (Banks, J. M.) 77
 ハンマー (Hammar, T.) 89
 樋口直人 198
 フィッシャー (Fischer, C. S.) 50
 フィンケルシュタイン (Finkelstein, V.) 171
 フーコー (Foucault, M.) 160
 福岡安則 15, 286
 フルッサー (Flusser, V.) 58
 襄重度 302, 303
 ベック (Beck, U.) 7, 23-25
 ホリフィールド (Hollifield, J. F.) 6, 198, 200, 206
 ポルテス (Poltes, A.) 195
- ### マ・ヤ・ラ行
- 松岡正剛 55
 松本康 50
 室井尚 58
 モリス・スズキ (Morris-Suzuki, T.) 33
 文京洙 298
 梁泰昊 310
 李敬宰 310
 李承晩 299
 ロンフェルト (Ronfeldt, D.) 52, 53, 54

山脇 啓造 (やまわき・けいぞう) 第9章

1960年 生まれ。
1985年 コロンビア大学国際関係大学院修士課程修了。
現在 明治大学商学部助教授。
主 著 『近代日本と外国人労働者』明石書店, 1994年。
『超過滞在外国人と在留特別許可』(共編者)明石書店, 2000年。
『多民族国家・日本の構想』(共著)『世界』2001年7月号。

園山 大祐 (そのやま・だいすけ) コラム:比較・国際教育学

1971年 生まれ。
1999年 九州大学大学院教育学研究科博士課程中退。
現在 大分大学教育福祉学部専任講師。
主 著 「フランスの移民の子どもの教育と学業成績——S.プロとD.ボイゾン・フラダにみる第2世代の学業成績への批判的考察」『フランス教育学会紀要』第8号, 1996年。
「フランスにおける私学の役割機能変遷にみる世俗化現象——私学選択にみる学歴志向の浸透を視点として」『フランス教育学会紀要』第12号, 2000年。
La professionnalisation des enseignants et la crise des écoles au Japon, dans *Bulletin de psychologie scolaire et d'orientation*, 49e année numero 3/2000.
「EUの教育における『ヨーロッパ・ディメンション』の形成過程とその解釈について——スコットランドの事例を中心に」(共著)『比較教育学研究』第24号, 東信堂, 1998年。

近藤 敦 (こんどう・あつし) コラム:法学

1960年 生まれ。
1989年 九州大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学, 博士(法学)(九州大学, 1996年)。
現在 九州産業大学経済学部助教授。
主 著 「『外国人』の参政権——デニズンシップの比較研究」明石書店, 1996年。
『新版 外国人参政権と国籍』明石書店, 2001年。
『外国人の人権と市民権』明石書店, 2001年。
Citizenship In a Grobal World, (ed.), Palgrave, 2001.

渡辺 英俊 (わたなべ・ひでとし) コラム:外国人支援運動

1933年 生まれ。
1968年 Drew 大学神学部STMコース修了, STM (Drew 大学, 1968年)。
現在 日本キリスト教団なか伝道所牧師, 移住外国労働者と連帯する全国ネットワーク共同代表。
主 著 「仲間じゃないか外国人労働者」(共編)明石書店, 1991年。
『旅人の時代に向かって』新教出版社, 2001年。

講座・社会変動 第7巻
国際化とアイデンティティ

2001年12月15日 初版第1刷発行 (検印省略)

定価はカバーに表示しています

編者 梶田 孝 道
発行者 杉田 啓 三
印刷者 田中 雅 博

発行所 株式会社 ミネルヴァ書房
607-8494 京都市山科区日ノ岡壱谷町1
電話 (075) 581-5191/振替01020-08076

©梶田孝道ほか, 2001 創栄図書印刷・大日本製本紙工

ISBN4-623-03546-8
Printed in Japan